

議案第17号

大阪市環境保全設備資金融資基金条例を廃止する条例案

大阪市環境保全設備資金融資基金条例（昭和42年大阪市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

環境保全設備資金融資基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市環境保全設備資金融資基金条例

(設 置)

第1条 事業者に対し環境を保全するために必要な資金を融通することを目的として、大阪市環境保全設備資金融資基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,784,000,000円以内とする。

(運用方法)

第3条 基金に属する資金は、金融機関に融資準備資金として預託する。

(施行の細目)

第4条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 大阪市地下水くみ上げ施設転換資金融資基金条例（昭和39年大阪市条例第22号）は、昭和42年4月3日限り廃止する。